国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務 取扱規程第17条の基準及び取扱い等について

平成16年10月29日 16森林総研第994号

最終改正: 4. 3. 31 (3森林機構第1153号)

第1 基準

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う工事又は製造その他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)についての国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程(13森林総研第86号。以下「契約規程」という。)第17条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で理事長、森林総合研究所長、支所長、育種センター所長、育種場長、整備センター所長、整備局長(副局長を含む。)、水源林整備事務所長及び保険センター所長(以下「理事長等」という。)の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合。
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量業務(国立研究開発法人森林研究・整備機構 競争参加者選定事務取扱要領(13森林総研第89号。以下「競争参加要領」とい う。)別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分(以下「業種区分」 という。)1に掲げる業種)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごと に10分の6から10分の8.2の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗 じて得た額に満たない場合。
- 3 製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務及び補償コンサルタント業務(業種区分2から5及び7に掲げる業種)並びにその他の業務(業種区分8に掲げる業種)のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合。
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務(業種区分6に掲げる業種)の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合。
- 5 製造その他の請負契約(上記2、3及び4に掲げる業種に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合。

第2 本基準の運用の基本方針

- 1 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある と認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札 の決定を保留し、理事長等が内容等を調査するものとする。
- 2 本基準に該当する場合であっても、前項の調査の結果、当該申込みに係る価格に よって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札 者とするものとする。
- 3 第1項の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者 により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的 に判断するため、次の事項について行うものとする。
- (1) 当該工事の請負又は製造その他の請負を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達に関する事項
- (2) (1)の適否
- (3) 特別な事情により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主 張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状態
- (5) その他必要な事項

第3 本基準の運用

- 1 本基準における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理 費等」、「直接測量費」、「測量調査費」、「直接人件費」、「特別経費」、 「直接経費」、「直接調査費」及び「間接調査費」の用語の定義については原則 として、それぞれ次の要綱等の例によるものとする。
- (1) 土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改 D第24号農林水産事務次官依命通知)
- (2) 公共建築工事積算基準(平成17年3月25日付け16経第1987号大臣官 房経理課長通知)
- (3) 官庁施設の設計業務等積算基準(平成17年6月17日付け国営整第43号国 土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知)
- (4) 測量業務の価格積算基準(平成5年3月25日付け5構改D第155号構造改 善局長通知)
- (5) 設計業務の価格積算基準(平成5年3月25日付け5構改D第157号構造改 善局長通知)
- (6) 地質、土質調査の価格積算基準(平成5年3月25日付け5構改D第156号 構造改善局長通知)
- (7) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について(平成14年3 月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知)
- (8) 森林整備保全事業設計積算要領の制定について(平成12年3月31日付け12 林野計第138号林野庁長官通知)
- (9) 森林整備事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について (平成7年4月1日付け7林野治第1078号林野庁長官通知)

- 2 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で理事長等の 定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、10 0分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割 合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5 に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)の請負契約ごとに10分の6から10分の8まで(測量にあっては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で理事長等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	1	2	3	4
測量	直接測量費の	測量調査費の	諸経費の額に	_
	額	額	10分の4.	
			8を乗じて得	
			た額	
建設コンサルタン	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額に
ト(建築に関する	額		の額に10分	10分の6を
もの)及び建築士			の6を乗じて	乗じて得た額
事務所			得た額	
建設コンサルタン	直接人件費の	直接経費の額	その他原価の	一般管理費等
ト(土木関係のも	額		額に10分の	の額に10分
の) 及び計量証明			9を乗じて得	の4.8を乗
			た額	じて得た額
地質調査	直接調査費の	間接調査費の	解析等調査業	諸経費の額に
	額	額に10分の	務費の額に1	10分の4.
		9を乗じて得	0分の8を乗	8を乗じて得

		た額	じて得た額	た額
土地家屋調査、補	直接人件費の	直接経費の額	その他原価の	一般管理費等
償コンサルタント	額		額に10分の	の額に10分
、不動産鑑定及び			9を乗じて得	の4.5を乗
司法書士			た額	じて得た額

- 4 2又は3により算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務(測量及び地質調査を除く。)は10分の6から10分の8まで、測量は10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。
- 5 製造その他の請負契約 (3 に掲げる業種に係る契約を除く。) に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。

第4 本基準に関する事務手続

1 基準価格の設定

理事長等は、対象に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、事務の適正な執行を確保するため、予定価格の算出の基礎となる仕様書、計算書等により、基準価格を算出し、契約規程第28条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的な金額を「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/110〇〇円)」と記載しておくものとする。

2 有資格者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、理事長等は、入札心得に次の事項を明示するとともに、現場説明及び入札執行の際に説明し問題が発生しないよう配慮するものとする。

- (1) 契約規程第17条の基準があること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情調査に協力すべきこと。

3 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、会計規程第42条第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

4 調査の実施

理事長等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次 のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うも のとする。

(1) 工事の請負契約

1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

- 2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- 3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- 4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の地理的条件
- 5) 手持資材の状況
- 6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 7) 手持機械数の状況
- 8) 労務者の具体的供給見通し
- 9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- 10) 経営内容
- 11) 1)から10)までの事情調査した結果についての検討
- 12) 9)の公共工事の成績状況
- 13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
- 14) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状 況等)
- 15) その他の必要な事項
- (2) 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント等業務の請負契約
 - 1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
 - 2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
 - 3) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
 - 4) 手持機械等の状況
 - 5) 過去に請け負った官公庁発注建設コンサルタント等業務名及び発注者
 - 6) 経営内容
 - 7) 1)から6)までの事情調査した結果についての検討
 - 8) 5)の建設コンサルタント業務等の成績状況
 - 9) 経営状況
 - 10) 信用状況
 - 11) その他の必要な事項
- (3) 製造その他の請負契約((2)に掲げる契約を除く。)
 - 1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
 - 2) 契約対象請負業務付近における手持請負業務の状況
 - 3) 契約対象請負業務に関連する手持請負業務の状況
 - 4) 契約対象請負業務箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
 - 5) 手持資材の状況
 - 6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - 7) 手持機材数の状況
 - 8) 労務者の具体的供給見通し
 - 9) 過去に請け負った官公庁発注業務名及び発注者
 - 10) 経営内容
 - 11) 1)から10)までの事情調査した結果についての検討
 - 12) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)

- 13) 信用状態(関係法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等)
- 14) その他の必要な事項

5 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

理事長等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

6 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

理事長等は、調査の結果最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に 適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載 した書面を作成し、契約審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

7 契約審査委員会の審査及び意見の表示

契約審査委員会は、理事長等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。

8 契約審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約審査委員会の表示した意見のうち、過半数の意見が理事長等の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、理事長等は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が基準額を下回る入札者であった場合には、4以降と同様の手続きによるものとする。
- (2) 理事長等は、契約審査委員会の表示した意見のうち、過半数の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- (3) 理事長等は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては 落札者としない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をする とともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるも のとする。

9 調査結果等の公表

- (1) 調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する書面を次のとおり記載するものとする。
 - 1) 最低価格入札者を調査した結果、落札者とした場合 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」
 - 2) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査した結果、落札者とした場合
 - ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」
 - イ 次順位者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」

- 3) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査せず落札者とした場合 ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」
 - イ 次順位者の摘要欄等に「落札」
- (2) 調査結果の概要
 - 1) 4の各項目に係る調査結果の概要
 - 2) 6の理事長等の調査結果及び意見
 - 3) 7の契約審査委員会の意見

附則(平成19年4月2日 18森林総第1617号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附則(平成19年9月26日 19森林総第819号)

この規程は、平成19年10月1日から実施する。

附則(平成20年3月31日 19森林総研第1754号)

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

附則(平成20年6月16日 20森林総研第373号)

この規程は、平成20年6月16日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成21年6月26日 21森林総研第462号)

- 1 この規程は、平成21年6月26日以降に入札手続を開始する請負契約から適用 する。
- 2 森林農地整備センターが行う測量・建設コンサルタント等業務については、第1 の基準にかかわらず100万円を超えるものに適用する。

附則(平成21年7月31日 21森林総研第658号)

この規程は、平成21年8月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成22年3月31日 21森林総研第1795号)

この規程は、平成22年4月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成22年7月21日 22森林総研第581号)

この規程は、平成22年7月21日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成23年6月 1日 23森林総研第114号)

この規程は、平成23年6月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成25年3月29日 24森林総研第1486号)

この規程は、平成25年4月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成25年5月21日 25森林総研第257号)

この規程は、平成25年5月21日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。 附則(平成26年2月26日 25森林総研第1300号)

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附則(平成26年4月30日 26森林総研第165号)

- 1 この規程は、平成26年4月30日以降に入札手続を開始する請負契約から適用 する。
- 2 第3 本基準の運用 3 表中、業種区分「建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明」及び「土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司

法書士」の③、④に係る部分については、平成27年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附則(平成27年3月31日 26森林総研第1675号)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則(平成28年3月31日 27森林総研第1853号)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則(平成28年4月18日 28森林総研第147号)

この規程は、平成28年4月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。

附則(平成29年3月31日 28森林総研第1947号)

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附則(令和元年5月27日 元森林機構第022301号)

この規程は、令和元年5月27日以降に入札公告等を行う請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)から適用する。

ただし、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う改正は、令和元年10月1日以後に締結する契約(平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年10月1日以後になされるものを含む。)から適用する。

附則(令和3年7月1日 3森林機構第431号)

この規程は、令和3年7月1日から実施する。

附則(令和4年3月31日 3森林機構第1153号)

この規程は、令和4年4月1日から実施する。